

<JMITUホームページ>

「<http://www.jmitu.com>」

<JMITUオハラ樹脂工業分会 Eメール>

JMITUオハラ樹脂工業分会への文書送付、ご意見、問い合わせは「jmitu_aichi@roren.net」へ。

発行所

JMITU (日本金属製造情報通信労働組合)

オハラ樹脂工業分会

〒457-0841 名古屋市南区豊田五丁目17-10

「オハラ樹脂工業分会ホームページ」※組織外、

<http://www.roren.net/jmiu/ojk-union/index.html> 無断転載禁止

優越的地位を濫用しての重大な人権侵害行為!!(1)

2020年
11月23日2020年
11月18日

会社側

当労組

貴組合の本年11月18日付「抗議並びに要求書」と題する書面(本書面)を受領しました。

本書面第1段落から第4段落記載の内容は、まったくの事実無根または事実を曲解したものです。

第5段落及び第6段落については、貴組合の内部事情については承知しておりませんが、本書面により、貴組合は、当社から自宅待機の業務命令をうけた当社従業員に対して業務命令違反を指示したことを自認されたと理解しました。また、貴組合は、「再二協議を求める」と述べていますが、貴組合が具体的な就業規則違反の案件に関して当社に「協議」の要求をされたことはありません。

当社は、従業員に業務命令違反やその疑いがあった場合、これを調査し、必要に応じて注意や処分をすることが支配介入の不当労働行為となるとは考えておりません。今後とも業務命令違反やその他の就業規則違反については就業規則にもとづき厳正に対処します。

第7段落に関しましては、「本件に関する一切の行為」の内容が不明確ですが、貴組合との協議・交渉が必要な事項ではないと考えております。「本件をめぐる就業規則の運用に関する団体交渉」に関しては、貴組合の具体的な要求事項を示して下さい。

貴社は本年11月9日午前9時に組合員H氏を社長室に呼び付け、貴社代表者と「業務部長及び同副部長」らによる、圧倒的優越的地位を使っての極めて悪質ないじめ行為を働かれました。同席上もっぱら貴社が詰問された趣旨は、「①H氏に対する自宅待機命令に従わず、3日間出勤したこと。②処分通知書の受領をH氏が拒否したこと。が、業務命令違反に該当し、重大な処分の対象である」というものがありました。

しかし貴社は、同氏に対する処分について当労組が異議を主張し団体交渉開催を何度も要求していたにも拘わらずこれには一切応えられないまま一方的に「出勤停止処分」の中では最高の7日間という処分を強行されました。

また、その件を刑事事件でH氏に不利な処分が下されるよう、謝罪や弁償をさせないように図るなど、最大限の妨害を加えられました。当労組は、就業規則の、とりわけ処分条項運用にあたり、その目的に沿って公正に運用が為されなければならないと考え、再三協議を求める組合員である対象者を含めて対応を協議し、その方針の下にH氏が①自宅待機命令期間中に3日間出勤し、②処分通知書の受領を拒否したのであって、正当な労働組合としての対応をしただけのことです。それで貴社が当労組の方針に異議があるのであれば、当労組の要求に従つて率直に協議されれば良いだけのことであり、唯職を失うことだけに怯え、ひたすらそれを願うH氏をなぶり者にしていじめることのどこに正当性があると言えるでしょう。

これは単に、労働組合法第7条第3号「支配介入」違反の不当労働行為に止まらず社内における優越的地位を悪用しての重大な人権侵害行為であり、社内の良俗を害する悪質な処分権、指揮命令権の濫用と言わなければならず、今後上記行為が繰り返されるとのないよう、貴社代表者以下上記行為に關係した3名に対し厳重な処分を求めるものであります。

上記趣旨から、今後本件に関する一切の行為につきましては、当労組との協議又は交渉の上進められます。当労組との合意なしに直接H氏を呼びつけたり、脅迫されたり、不利益に取り扱われたりは絶対に為さらないよう強く求めると共に、上記3名の処分に関し当労組の意見開陳の場を保障されるよう強く求めるとともに、本件を巡る就業規則運用に関する団体交渉を直ちに開催されるよう重ねて要致します。